

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

午前中もあと20分でございますけれども、大変皆さん方お疲れの中と思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長の登壇のお許しをいただきましたので、ただいまから政和クラブ、吉原武藤の一般質問を始めさせていただきます。

今回は、第1点目、消防行政について、第2点目、景観、屋外広告物について、第3点目に雇用促進住宅について、以上3点を通告いたしております。

7月16日に最高気温が武雄で31度が観測されてから、30度以上の日が7月に16日間、8月に29日間、9月に入ってから大変な猛暑が続いているところでございます。武雄市では、8月19日、20日36.5度、そして21日も36度、これまで私たちが余り経験したことがないような大変暑い日が続いております。8月は気温が30度以上の日が29日間、30度以下が2日間、そのうち35度以上の日が8日間も記録をされております。8月20日まで熱中症の疑いで救急車で搬送された人が全国で3万人に及んだと言われております。武雄市では、7月、8月、救急車の出動件数と熱中症の疑いがあると思われる搬送人員について、以上2点を質問させていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

救急車における搬送人員は、まず私からお答えをしたいと思います。

これについては、武雄消防署管内における救急出動件数、熱中症患者数、7月、8月ですけれども、平成22年におきましては熱中症患者が35件ございました。そのうち全部で、（パネルを示す）これが総数なんですけれども、ございます。そのうちの赤の部分为新武雄病院なんです。ですので、この割合からすると、平成19年、これが最後の市民病院だったんですけれども、総出動件数391件のうち武雄市民病院は111件。平成22年が56.7%。今、直近の数字で、しかもふえていると。19年は28.4%というふうに言われています。先ほど平野議員から御質問があつて、水面下で云々かんぬんとか、新武雄病院は本当に一生懸命頑張っているんですね。非常に何か私はリコールを受けたり、いろんなことを起こされて、さらされて、ここまで来てまいりましたけれども、リコールを受けてよかったです。そのおかげで、これは管内どころか、よその皆さんたちの、例えば、救急レスキュー隊の方々が同情です。実際使ってみたら本当によかったということでもありますので、やはりこれは黒岩幸生特別委員長が救急の再開をすべしだということで、まことこの数字にあらわれているということで、ぜひ市民の皆様方にも共有をお願いしたいと、このように思っております。

そういった意味で、じゃ、これで十分対応ができているかということに関して言うと、やはり場所の問題、旧市民病院の今の場所の問題があります。それが今度6月から新たな機材

が入って新しい病院になるといったときには、今以上に対応ができるというふうに私どももドクターから聞いておりますので、本当に武雄は恵まれているということを声を大にして言いたいと思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この資料をいただきましたけれども、大変な出動回数だと思います。平成19年に出動件数が391件、これは7月、8月ですけど、ことし22年度には7月、8月で432件という大変な数字、これだけやはり気温が高かった。そしてまた、この裏には熱中症で死亡した人もかなりいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。佐賀県については3名とか新聞報道がされておりましたけれども、武雄市にもいらっしゃるんじゃないかというふうに思うところでございます。

そして、9月3日に佐賀市で36.4度を記録したと。これは佐賀市ですけれども、9月の佐賀市としては1903年に記録した観測史上最高の気温に107年ぶりに並んだという記事が載っております。9月に入りましてからも35度前後の厳しい暑さが続いております。各地でこれからは運動会が多く予定をされていると思います。熱中症等が大変心配をされておられて、これからも救急車の出動回数というのは大変大幅に増加するのではないかと危惧をしているところでございます。

現在、杵藤地区消防署では206名の署員さんがいらっしゃると思います。佐賀県では7消防本部があります。この7消防本部の統合について質問をさせていただきます。

平成18年6月、消防組織法の改正によりまして、佐賀県におきましても平成19年度、佐賀県消防広域化推進計画が策定をされ、翌平成20年度に広域消防運営計画の作成がなされていると思います。平成24年度中に消防の広域化の実現で作業が進められていると思います。このような中で、佐賀県では県の検討委員会を平成19年8月31日に立ち上げ、検討されていると思います。その検討委員会の開催された回数、またそしてその内容の進捗状況とかをお尋ねさせていただきます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、県は平成19年8月、管理者、有識者等で作る検討委員会を立ち上げて、検討委員会を今まで2回、平成19年8月31日並びに19年12月21日に開催をしているんですね。いろんな案を提案し、各消防本部、各市町との調整が今行われているんですけれども、今、はっきり言って進んでおりません。私ども杵藤広域圏では、消防団の副団長の末藤

議員を中心として、お知恵を結集して行っておりますけれども、末藤議員の深い見識でまた本部に投げかけてまいりたいと思っているんですが、やっぱり私も最初は一本化がいいなと思っていたんですね。ですが、やっぱり現場の話を聞くと、今のままでいいんじゃないかと。それともう1つ、一本化になると、うちから拠出金をまた多分プラスアルファで出さなきゃいけないんですね。これは平野議員にもお答えいたしましたけれども、交付税算入ができる一般財源とできない財源というのがあって、これは交付税算入はされない。となると、—————〔発言取り消し〕—————住民訴訟の問題でどうしても財政負担が伴うということでもありますので、そういったことからして、その財政負担とにらみ合いながら、もう少しここは意見収集の必要があるのではないかということをも末藤議員がおっしゃっておりますので、それに従ってまいりたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私、この質問は以前にも1回させていただきましたが、今、市長の答弁の中には、これまで2回あったと。数年前にも質問したときも2回あったというようなことで、全然進んでいないなというふうに思うところです。

私、手元に資料ありますけれども、佐賀県の構想というのは4つの案が示されていると思います。この4つの案が示されておりますけれども、これまでの2回の会議の中で、この広域化の4つの案というのは一回もまだそこまで会議で進んでいないということでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は杵藤広域圏の管理者でありますので、さまざまな消防団、これは当時、大坪団長なんですけれども、いろんなアドバイスをいただいて、それで理論武装をして臨んだと。そのときに、私たちとしては、基本的にやっぱりメリット、デメリットあるんですね。今のままでいくのがいいのか、広域化していくのがいいのかというのは、これはどっちもメリット、デメリットがあります。その中で、我々がやっぱり注視していたのは佐賀市の動向なんですね。佐賀市がシステムをつくったばかりで、ちょっとやっぱり一本化は厳しいだろうということを秀島管理者がおっしゃっている。そして、神埼市長の松本管理者も、神埼もやっぱり佐賀市の意向を見なきゃいけないということで、段階的に進めたいということで、かなり検討委員会の中でも温度差があって、それでなかなか進んでいないという状況下にあるかと思っております。そういった中で、これは今後、末藤議員とよく連携をとってまいりますけれども、私どもとしてはどうすればいいのかと。ただ、先ほど申し上げたとおり、訴訟でお金があり

ませんので、今のところ我々としては積極的なアプローチはせずに、その進捗状況を見守るという観点が求められているのではないかなというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

武雄市は平成18年に1市2町で合併をいたしましたけれども、この合併のときも、もし合併をしなかったらペナルティーがかかるのじゃないかというような話まで流れたところです。このようなことで、これは平成18年に消防組織法の改正でこういうふうな合併の問題が出てきているわけでございまして、もししなかった場合には国からのペナルティーとか、そのようなものがあるのではないかと、こう心配をしているところでございますけれども、確かに私も消防団、40年ほどいましたけれども、消防署とのおつき合いも大変長くさせていただきました。そのようなことで、私も合併には余り乗り気ではありません。というのは、やはり消防というのは、消防署とその組織というのは地元に着しているわけですので、救急車の場合でも一緒ですけども、やはり地域を知らなくてはいけないというのが第一だろうと思います。そのようなことで、私もそう乗り気ではありませんけれども、やはり国が決めたことにペナルティーでも科せられたら大変なことだなという思いです。その辺のことで、そういうことはないのでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私も総務省におりまして、消防組織法は官房にいたときに審査をしたことがあるんですけど、ペナルティーという話は初めて聞きました。実際、これはペナルティーをすることになると、私も訴えられていますけれども、これは恐らく国は訴えられることになると思いますので、そういう非合理かつ不合理なペナルティーというのを国のほうから言うとはとても思えません。そういった中で、私としては何がやっぱり求められているかといったことについて、これは国保もそうなんですけれども、やっぱり今の消防のオペレーションというのを、機能というのを存続せしめる必要があるというふうに認識をして、これは杵藤広域圏の中に非公式に吉川議員と末藤議員と私どもで今話をしておりますけれども、どういうふうにして、やっぱり存続という観点も必要だろうということで、私たちは杵藤広域圏の中でもう一回取りまとめをしたいというふうに思っております。寡聞にして、そのペナルティーというのは少なくとも私自身は知る由もありません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

私が心配しているだけのことであって、そういうことはないということでございます。

次に、住宅用の火災警報器について質問させていただきます。

火災警報器の設置は平成16年に義務化されまして、新築の住宅につきましては、平成18年6月1日から施行になっております。既存の住宅につきましては、県内全市町が条例で平成23年の5月31日までに設置をするということが決まっております。

8月21日の佐賀新聞の報道でございましたけれども、県内の住宅用火災警報器の普及率は44.6%。これからことし、これは6月現在でございますけれども、武雄市内の普及率がどのようになっているのか、そしてまたその対応はどのように行われているのか、以上2点をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

火災警報器の設置の率でございますが、武雄市におきましては7月31日現在で36.8%、これは杵藤の消防本部の調査でございます。ですから、県内平均よりも低くなっているということでございます。そういうことから、来年5月31日まででございますので、頑張ってお知らせしたいと思っておりますが、既に武雄市では65歳以上の高齢者世帯に無料で配付をして設置しております。これは平成21年度の火災予防週間でございました。それから、市営住宅につきましても平成19年度から設置をいたしております。そのほかに、各種の啓蒙活動も行っております。これは6月議会でもお話ししたかと思いますが、今度の秋の火災予防週間に合わせて、区、あるいは消防団と連携して共同購入を進めていくようにしたいというふうに思いますし、また改めてPR活動も行いたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

質問の途中でありますので、議事の都合上、午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩 11時59分

再 開 13時20分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

午前中に答弁いただきましたけれども、火災警報器につきましては、武雄市は36.8%というようなことで、県の44.6%よりも7.8ポイントぐらい低いわけですね。このようなことで、ここに資料がありますけれども、これは平成18年の資料です。全国で1,187人の焼死者についてですね、焼け死んだ人の中で、逃げおくれで死亡した人が759人ということで、全体の

63.9%、約64%が逃げおくれということで資料があります。この逃げおくれというのは、やはり警報器がついていたら、恐らく助かっているのではないか。火事です、火事ですとか、ブザーが鳴ったら逃げるのができたんじゃないかなろうかというようなことで、非常にこの警報器を推進をされているわけであります。そのようなことで、答弁では、この秋の火災予防運動の中で、しっかりとそのPR活動をして、推進をしていくという答弁をいただきました。ひとつぜひ、100%はいかないと思いますけれども、その設置向上に力を入れていただきたい。特に消防団の方が主になって推進をしていただくものと思いますので、ひとつよろしく御協力のほどをお願いしたいというふうに思うところでございます。

そして、先ほどの答弁の中で、65歳以上の方に無料で配付をしたと。この65歳以上というのは独居老人の65歳以上なのか、家族5人暮らしで、1人65歳以上がいたら無償でしたのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほどの答弁の中で若干わかりにくかったところがございますので、再度申し上げます。

21年度秋の火災予防週間では、65歳以上の高齢者のみの世帯について無料で配付をいたしております。ということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

21年に65歳以上の方ということでございます。

そして、もう1つですけれども、平成19年に市営住宅に全戸配布をしたと。これは武雄市には877戸の市営住宅があると思いますけれども、そのとき和田住宅は改築の予定がありますけれども、この19年に予定の改築があったのかなかったのか。そして、この全877戸に配布がなされたのかですね。そのとき和田住宅がもう改築をするということになっていたらできていないか、その辺がどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

和田住宅については、市の事務事業計画の中で多分、計画として将来計画するというところで織り込まれていたというふうに思います。（「答弁に多分とかだめ」と呼ぶ者あり）事務事業計画の中で改築を織り込んでいたというところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

改築が織り込まれていたということになれば、一応その配布はしたわけですね。どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

全戸設置しておりまして、平成22年度、ことしの8月で完了ということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ことしの8月で全部完了と。あれはまた取り外して、次の住宅にも設置することができるわけですから、それは結構だと思います。

では、次の問題に移りたいと思います。

次に、景観について質問させていただきます。

佐賀県では佐賀市、唐津市、武雄市、嬉野市及び小城市の5市が県と協議、同意を得て、景観行政団体になっていると思います。これはどういうものか、そしてまた、協議、同意ができていない5市10町の自治体についてどのような対応がなされるのか。そして、武雄市の景観計画区域は、どのようになっているのか、以上3点をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

景観行政団体についてのお尋ねでございますけれども、現在、県内の、先ほど議員おっしゃいましたけれども、景観行政団体といたしましては、佐賀県、佐賀市、嬉野市、唐津市、小城市、武雄市の6団体であります。

残る5市10町の団体につきましても、佐賀県美しい景観づくり条例及び佐賀県美しい景観づくり基本計画に基づき、景観の啓発活動として、景観シンポジウムや景観ワークショップなどの開催を呼びかけて行われておるところでございます。

それともう1点、武雄市の景観区域の計画ですけれども、武雄市では個性と魅力ある景観が市内随所に存在しております。これらのことをすべて大切に守るべきということで、これらの景観を拠点として、周辺地域と一体に景観の保全、継承をしていくために武雄市景観計画区域を全市域としているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

そしたら、県と協議をして、景観行政団体になっているところ、協議ができているところ、できていないところもみんな同じような取り扱いになるということで理解していいですか。——はい。

それでは、私、景観、景観と言いますけれども、私は景観と思ったら、ぱっと見た目がいいのが景観かなど。いつも私、昔からよく年寄りの方から言われておりましたけれども、汽車で我がふるさとに帰ってくるときに汽車の窓から御船山が見えたら、ああ、故郷に帰ってきたんだなど、地元に戻ってきたんだなどというのが大変印象強いというふうに聞いておりました。そのようなことで、私は、景観というのはそのようなことを言うのかなということだと思っておりますけれども、この景観というのは、どのようなものかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

武雄市で制定しております武雄市景観計画の中にも記載しておりますけれども、景観とは山、川、季節などの自然的要素や道路、公園、建築物などの人工的要素、また、音や光、薫りなども含む地域の歴史や文化、人々の営みなどの重なり合いなどを感じることができる眺めが景観であるとして載せております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

わかりました。私もこれまでは景観、景観と言ったら、やっぱり見て、ああ、きれいだなと思うのだろうと思っておりましたけれども、今答弁の中に、音や光、薫りというようなものまで、要するに景観というものだという答弁をいただきました。

ここで音や光というのがありますけれども、実は、私は朝日町でございますけれども、ここの8月1日からだったと思っておりますけれども、JA朝日の屋上にありますサイレンが、8月1日からサイレン吹鳴がされておられません。今ここで音や光ということを知ったものから、このサイレン吹鳴とこの景観との関係が何かあるのか、音が、その人の考えようでしょうけれども、サイレンがうるさいとかいう人もあります。また、私は、サイレンが鳴らないから、サイレンが鳴ったら、ああ、今、朝6時だなど、昼12時だなど、夕方6時だなどということがわかりますけれども、そこら辺の関係がこの景観と何か音について関係があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

景観は英語で言うと、ラウンド・スケイプ。したがって、身の回りの、通常言えば、例えば、今の周りの景観の音というのはコオロギの音であるとか、風のさやけさとか、そういったことを指しますので、そのサイレン云々と景観というのは、私は全く関係ないというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

それならそれで結構でございます。私は、ただ、この条例を見て、そういうふう感じたわけございまして、もしこのサイレンとの関係があったならば、サイレンはやはり今時刻を知らせる、もちろん防災無線ができて、メロディーによる周知がなされているようでございますけれども、もちろん緊急な場合には鳴ると思います。そしてまた、火災予防運動の期間中になりますと、私が消防にいるときには必ず夜9時にサイレンを吹鳴をしております。これを、このサイレンを聞いて、もう一度火の元の点検ということで、私もサイレンとのかかわりがずっとあったわけでございます。そのようなことで、この質問をしたところでございます。

そこで、次に景観計画重点区域というのがありますけれども、どの区域なのか、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

景観計画重点区域のお問い合わせでありますけれども、武雄では武雄温泉保養村周辺と山内町の黒髪山周辺の2つの地区を位置づけております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この計画重点区域内に、いわゆる黒髪山周辺、そして、武雄温泉保養村付近というようなことで、この条例が施行後に開発、改築等の届け出対象行為はあったのか。

そして、景観審議会の設置が示されておりますが、審議会の委員は何名で構成をされているのか、そしてまた、これまで何回ぐらい開催をされたのかをお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

今までの届け出の問い合わせでございますけれども、武雄温泉保養村におきまして、旧アネックスの改修の件のときですけれども、色彩の変更の届け出が1件っております。

それと、景観審議会の構成メンバーですけれども、佐賀大学の三島先生のほか8名で審議会のメンバーを構成しております。

それと、平成20年5月1日に立ち上げておりまして、これまで5回ほど開催をしております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

届け出が1件あったということで、もう5回も審議会開催をされているんですね。

そしたら、次にお尋ねですけれども、この景観条例を平成20年7月1日に施行がなりましたけれども、今2年が経過をいたしております。この景観の計画の期限はいつまでなのか。そしてまた、途中で、先ほど黒髪山周辺、そして、保養村周辺という2カ所がありましたけれども、何らかの情勢で変化する可能性があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

最終目標年度といたしましては、平成28年度を目標年度としております。そして、途中で変更可能かという問い合わせでございますけれども、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を見ながら、柔軟に変更修正は可能と考えております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

28年度までということでございますけれども、計画変更についてもあるかもわかりませんということでございます。

では、次に、屋外広告物について、質問いたします。

屋外広告物の新たなルールが今年4月よりスタートをいたしております。主な改正内容について、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

条例改正の主な改正点5つほどありますけれども、まず1つ目といたしまして、許可区域の変更といたしまして、知事が指定する道路や鉄道の周辺を許可区域としていた線的規制から、佐賀市を除く県内全域を禁止区域と許可区域に分類し、面的規制に変わったというところが1点目でございます。

2点目に、面的規制に伴い、禁止区域が追加されております。例えば、黒髪山自然公園と

かですね。

3点目に、これまで適用除外でありました自家用広告物につきましても、一定規模の面積を越えて掲出する場合は許可が必要となったというところでございます。

4点目といたしまして、公共用広告物の取り扱いの変更として、国や地方公共団体が設置する場合、協議が必要となっております、これまで適用除外でありましたけれども、公共団体については許可、申請が必要となったところであります。

そして、5点目といたしまして、特例地区の創設として、地域の独自性を持たせるために、市町と県との協議により、許可基準の弾力的な運用が可能となったところが改正点でございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

5点が今回新たに改正されたということでございますけれども、1点目は禁止区域の追加というようなことでございますけれども、2点、3点、4点、5点目。2点の線的規制から面的規制、それから、3点目の自家用広告の許可の必要性、それから、4点目ですけれども、公共的団体も許可が必要と。そして、5点目、特例区の設定ということでございますけれども、これ一つ一つ説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

まず、2点目の線的規制と面的規制の違いでございますけれども、線的規制とは、知事が指定した道路、鉄道の周辺等で、例えば、国道34号線の東部開発の区域では、案内誘導広告物、道路の端から100メートル未満の区域で2平米以内が許可基準でございました。それ以外の広告物は、100メートル以上の区域で、30平米以内が許可基準となっております。いわゆる道路や鉄道によって許可区域が区分されておりましたけれども、今回の改正で面的規制、佐賀市を除く、先ほど申し上げましたけれども、佐賀県内禁止区と許可区域を区分しております、さらに許可区域内を第1種許可区域と第2種許可区域に分類しております。道路や路線にかかわらず、面的に区域を定めているところでございます。

それと、特例地区の件ですけれども、地域の独自性に基づく景観形成を支援するために現在定められている認可基準を、その地域の実情や独自の取り組み方針によって、柔軟に変更することが可能となったところでございます。

ただし、県との協議上、佐賀県美しい景観づくり審議会に諮問され、その点は承認されなければならないとなっております。（「公共団体。公共団体も許可が必要か」と呼ぶ者あり）

はい。大変申しわけありません。公共団体の看板の取り扱いについては、県との協議になっておりますけれども、許可が必要となっております。今後、柔軟な対応を行うということで県のほうからも回答を受けておりますので、事案が出てきた時点で随時相談するように、県のほうからは連絡を受けております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

市長さんにお尋ねしますが、きょうは9月10日でございますけれども、きょうは9月10日は何の日か御存じでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私は住民訴訟で頭がいっぱいで、きょうは原告側が求釈明の申立書に対する回答日だということで、これを守ろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

きょうは9月10日、屋外広告の日でございます。私も、市報の9月号を見て初めて知ったわけでございますけれども、この市報の中にはこういうことを書いてあります。9月10日は屋外広告の日ですと。立て看板や張り紙、広告塔などの屋外の広告物には、設置や維持管理をするためのルールがあります。市内で屋外広告を出すときには、原則として武雄市長の許可が必要です。屋外広告物は、佐賀県屋外広告物条例で大きさや設置の基準等が定められています。美しい地域づくりのために、ルールを守って屋外広告を掲出しましょう。9月10日は屋外広告の日ということですね。この事業として、違法な張り紙や立て看板など、簡易広告物の除去活動を行い、違法な広告塔などを設置している設置者に対し、是正指導を行いますということで、きょうは恐らくパトロールがあっていると思います。そのようなことで、どのような体制できょうやっておられるのかですね。市の職員でやっておられるのか、お尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

午後からではございますけれども、都市計画課職員でパトロールをしております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

この屋外広告物というのは、その種類によって非常にわかりづらいところがあります。そのようなことで、きのうの上田議員の一般質問だったと思いますけれども、国体選手あたりを大々的にPRしていくというような質問があっておりました。今ですね、朝日小学校の体育館の前のフェンスに、武雄中学校女子剣道部が、島根県で開催をされた全国中学校剣道大会に出場、また、9月19日に大阪市で開催されます全日本都道府県対抗少年剣道優勝者大会に出場する朝日町出身の選手3名の名前入りの看板が設置をされております。

これは地元の剣道連盟の方が、激励のために看板を設置されておりますけれども、大変な励みになっております。この間は、全国大会でのベスト8というのは、この議会でもお話があってございましたけれども、ベスト8というのはどういうものですかと聞いたら、5位だそうでございます。全国5位の成績だったそうでございます。そして、健闘をされておまして、また、8月29日には、佐賀市で開催をされました大麻旗争奪剣道大会でも、見事武雄中学校の女子が優勝をなし遂げております。このような激励看板が本日、広告の除去活動で是正指導を受けるのではないか、許可申請が必要になるのではないか、非常に心配をいたしておるところでございますけれども、私、きょう帰りを見て、ああ、なかったというたら、ちょっと寂しい思いがしますものですから、この看板についてどのような対応になるのか、許可が必要なのか、必要ないのかお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほど議員お尋ねの、学校側が学校の敷地内に設置する場合は適用除外と。学校の敷地以外の場合は武雄市のほうと協議をお願いするということになっております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

安堵しました。帰っても立っているということですね。

私、交通安全の仕事をさせていただいております。私は、ことしの7月2日に交通安全の会議がございました。その会議の中で、改正佐賀県屋外広告物条例に関する質疑事項の文書が配付されました。武雄地区交通安全協会が設置している交通安全ののぼり旗を、夏の交通安全県民運動期間中、9支部あります。全部のぼりを撤去するというので支部長さんの意見の一致が見ました。このようなことで、この7月21日から30日までの夏の交通安全県民運動にはのぼり旗が立っていなかったと思います。一部では立っていたかもわかりませんが、

これはなぜ外したかというのは、許可申請をして、許可手数料を1本210円払わなければいけないという県からの説明があった。すると、この9支部、武雄市全域ですけれども、約1,000本近いのぼり旗が立っております。計算しますと、21万円ぐらいかかります。こういうことでのぼり旗をみんな撤去をしたところです。これが、こののぼり旗、これ啓発運動ですけれども、これが本当にこののぼり旗を立てることによって、市民に交通安全の意識が私は上がっていると思うわけですね。この条例、やはり県の条例があって、市の条例があるわけですから、逆らうわけにはいきませんので、一応撤去をいたしました。これで一番おしかりを受けたのは、ある支部長さんからですけど、もう食ってかかられました。私たちはボランティアでやっているのに、何でここまですっとかと。いや、これは条例やけん仕方なかですよと。今から何らかの形でお願いをして、設置をされるようにみんなで努力をしましょうということで、その場はおさまったところでございますけれども、このような問題について、市としてはどのような考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

議員お尋ねの交通安全等ののぼり旗の件でございますけれども、議員おっしゃいますように、佐賀県より6月23日付で、県交通対策協議会に対し、許可申請が必要という回答がされておりましたけれども、県内いろいろなところで問題が起きたようでございまして、8月30日、県のほうからですけれども、県下一斉の取り組みで公共性が高いとの理由で、市との共同実施主体とすることにより、協議で可能ということで通知を受けたところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ここにパネルを用意しました。（パネルを示す）今言ったのぼり旗がこれです。こっちは違いますけれども、こののぼり旗です。これは、今度の夏の交通安全県民運動には適用されていませんでした。この人は、これは大変いいことだから、啓発活動になるから外さんと。それはまだ猶予期間もありますから、それはいいとして、これがです——これは東川登です。これが私は景観との関係とかなんとかで悪いとは私は思いません。しかし、これがいけないということは、これは道路敷地内なんですね。要するに、ここは東川登の駐在所ですけれども、この歩道は3メートルあります、こっちに。歩道の3メートルの先に、ちょうど道路じりにガードパイプが立っております。このガードパイプにこののぼり旗を立ててあるわけですね。

恐らく道路じりですから、これも今部長から答弁ありましたけれども、協議でいいということになりましたけれども、これ協議して許可になる可能性がありますかね。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

先ほど申しましたように、公共性が高いということで協議で可能、手数料は要らないと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

協議でいいということではございましたけど、設置したらできない場所、道路上ということで、これは道路上とみなさなくてもいいということですか。ガードパイプに立てておるわけです。ほとんどですね、武雄市内で立てているところは、このガードパイプに立てているわけですよ。ガードパイプというのは、道路の一番のりじりのところにあります。これが、いわゆる規制の道路敷地内だから立てたらいかんというのが、見解がそれでいいのかいけないのか、もう一度お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

手続的には協議でいいと先ほど申し上げましたけれども、そういう構造物、管理所有者がおられますけれども、道路ならば道路、市なり県なり、その構造物に添加される場合は当然協議が、管理者とですね、必要かと思えます。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

ここにちょっと、これは朝日町の中野の国の重要無形民俗文化財の看板です。（パネルを示す）これ看板ですけども、非常に大きな看板です。これはすばらしい、これはことし東京のNHKホールでテレビにも出ましたけれども、その荒踊りのPRです。PRを兼ねた子どもたちの安全・安心推進のまちということで、防犯の看板でもあります。そしてまた、もう1つは、地域をあらわす、ここは武雄市朝日町中野区ですという、その地域のPRもしてあります。なぜかという、なぜこれを書いたんですかと区長さんに聞いたら、9月23日、奉納の荒踊りをすると。遠くから、あらゆるところからお客さんが見えるということで、ここに設置をして、そして、中野の荒踊りがあっている場所はここですよというのを目印にしています。今回の、要するに改正では、これに許可が必要、許可が必要で、許可をするには許可手数料というのがあるということになっていますね。これは許可が要るのか、手数料が要るのか。もちろん、許可が申請をしなくてはいけないということになりますと、許可手

数料ですからお金が必要だと思いますけれども、これが要るのか。そしてもう1つこっち。これは「不審な人、不審な車見かけたらすぐ110番」、「朝日町防犯協会」、「武雄警察署」と書いてあります。こういう看板が許可が必要なのか。許可申請が必要なのかというのをお尋ねします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

再三答弁いたしておりますけれども、公共性の高いものについては、許可ではなくて、ワングレード下がって協議ということになりますので、そういう意味で公共性の判断といたしますれば、私どもが設置権者である場合は公共性を認め、特にこの中野の荒踊りについては私もよく区長さんと話をし、小さいころは吉川議員とか山口良広議員に連れていかれましたけれども、そういう我々の地域の誇りもありますので、それは広く解釈をしないと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

大変うれしい市長の答弁をいただきましたけれども、恐らく協議でいようになると思います。

しかし、私がここにいただいている、改正佐賀県屋外広告物条例に基づくのぼり旗の取り扱いについてという書類をいただいているんですね。のぼり旗については、協議から許可に変わりましたよというのをいただいたわけです。ですから、これ私が非常に心配しているのは、ここなんですよ。

これはですね、4面あります。1、2、3、4面ありますけど、全部で31.28平米あります。これを料金、要するに手数料、許可申請の手数料で計算をしますと、7,600円かかるんですね。7,600円かけて許可をもらわにやいかんのか。今市長おっしゃいましたけれども、恐らく協議でいだろうということですから、それはもう大変喜ばしいことですが、これを本当に年間7,600円も取られたら区は大変です。ですから、ぜひ協議でいような格好で。これもやっぱり公共性はあると思いますよ。もちろん国の重要無形文化財ですから、そして、子どもたちの安全・安心を願ってこういう看板を立ててあります。この看板については、土地改良区からちゃんとした目的使用等の契約書ということで、契約も武雄東部土地改良区と、そして中野区長の緒方区長との間で契約が結ばれております。ですから、所有者については何ら問題はないと思います。ただ、市が条例で、要するにそういう協議でいすよということになれば、もう手数料は必要ないわけですから心配することはないと思いますけれども、やはりこういうのはぜひ推進をしていただきたいということで、こうして質問

をしたところでございます。

(パネルを示す) せっかくつくってきたものですから、先ほど公共性の高いものは協議でいいというふうになりましたけれども、これ、「交通安全運動実施中」というのと、「夕暮れどきには早目に点灯しよう」という看板です。これも非常に公共性が高いと思います。ですから、やはり協議して、ぜひ啓発活動に、これからも役立てていきたいというふうに思いますので、ぜひ協議でできるようにお願いをしたいというふうに思うところでございます。

(パネルを示す) そしてもう1点、これは今度新しくできた朝日保育所です。朝日保育所のここがちょうど出入り口になります。そして、ここは国道498号線を高橋のまちの中から川上のほうに抜ける道の一番カーブのところの一番よくこれまで車が突っ込んでいたところにこの看板を立てております。「徐行」、「保育園あり徐行」と書いてあります。これも今、執行部がおっしゃったとおり、この敷地内は保育所の敷地は武雄市の所有ですね。そういうことですから、こういうのをやはりぜひ、私が今言ったように協議でお願いしたいというふうに思うところでございます。ひとつよろしく市当局をお願いをするところでございます。

では、これで屋外広告物については終わらせていただきます。

次に、雇用促進住宅について、質問をさせていただきます。

武雄市では現在、877戸の市営住宅を管理されております。平成22年度からストック計画が示され、今年度より平成25年度までに和田住宅の建てかえ、次が大野住宅の建てかえと聞いているところでございます。私は平成21年3月議会で、独立行政法人整理合理化に伴う雇用能力開発機構、いわゆる朝日町中野にあります雇用促進住宅でございますけれども、市長は5,400万円で機構から買い受けをすると、大変うれしい答弁をいただいたところでございますけれども、その後、機構から、やっぱりこの話はなかったことにしてくれと言われたという答弁がありました。その後、どのような経過をたどっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(牟田勝浩君)

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

私、「やっぱりなかったことにしてくれ」という答弁をいたしましたっけ、議事録で。私ちょっと議事録を自分でも精査したんですけれども、「やっぱりなかったことにしてくれ」というのは、すみません、ちょっと私が議事録の精査を、不十分かつ不完全かもしれませんけれども、そういうことを言っておりましたでしょうか。もし言っていたとしたら、それを踏まえて答弁させていただきたいと思います。

○議長(牟田勝浩君)

17番吉原議員

○17番(吉原武藤君)〔登壇〕

私、ちょっと今ここ手元にないですけども、議事録を精査して言っているつもりです。ですから、これは相手があることですから、幾ら武雄市が買うと言ったって、機構が売らんと言ったらどうもできんわけでございますから、そこら辺について、機構からその後どのような進展があったのかですね。あったのかなかったのか。なかったならなかったですから、相手があることですから仕方ないことですから、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（牟田勝浩君）

山田政策部理事

○山田政策部理事〔登壇〕

お答えいたします。

機構のほうからは何の音さたもあっておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

17番吉原議員

○17番（吉原武藤君）〔登壇〕

大変失礼なことだと思いますよ、機構についてはですね。武雄市には買ってくれと言っておいて、何もその後がないというのは。

あそこの住人ですね、武雄市が買うということになって大変喜んでいらしたんですよ。やはりあの後、あそこに入居をされている住民の方は大変不安だろうと思うわけですね。やはり武雄市が買ってくれるんだということで、大変安心して生活をされていると思いますけれども、それがその後途切れているということになりますと、本当に不安がいっぱいだろうというふうに思います。これは相手があることですから、こっちから売ってくいろ、売ってくいろと言うわけにはいかんでしょうけれども、入居者の安心になるような何か対策をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。